

DHL エクスプレス
運送約款
重要事項のお知らせ

DHLの運送サービス（以下「サービス」といいます）を発注する場合、お客様（以下「荷送人」といいます）は、自ら、または貨物に何らかの利害をもつあらゆる第三者を代理して、DHLが貨物を引き受けた時点より本運送約款（以下「本約款」といいます）が適用されることに同意するものとします。ただし、DHLの権限ある役員により書面にて別段の合意がなされた場合には、この限りではありません。本約款において「貨物」とは、一通の運送状により運送されるすべてのドキュメントまたはパーセルを言い、貨物は、航空運送、陸上運送、その他DHLが選択する運送方法によって運送されます。「運送状」は、DHLの自動化されたシステムで発行されたラベル、一般的な運送状、または貨物受取書を含むものとし、本約款と一体となって契約を構成するものとします。あらゆる貨物は、本約款の定めに従って損害賠償責任が制限されることを前提として運送されます。なお、荷送人が当該制限を超える補償を必要とする場合には、追加料金にて保険を手配することが可能です。（詳しくは以下の規定をご参照ください。）尚、本約款において「DHL」とは、DHLエクスプレス・ネットワークの一員のいずれかの法人を意味します。

第1条 通関、輸出および輸入

DHLは、荷送人にサービスを提供する目的で、荷送人に代わって以下の業務を行うことができるものとします。（1）書類の作成、製品またはサービス・コードの訂正、適用法令上必要な関税または税金の支払いを行うこと。（2）通関および輸出管理のために荷送人の運送代理人として行動すること、また、通関および輸入手続を行う通関業者を指名する目的に限り荷受人として行動すること。（3）DHLが権限を有すると合理的に判断する第三者からの要請に基づき、貨物の仕向先を荷受人の輸入業者、またはその他の住所に変更すること。

第2条 非取扱貨物

荷送人は、貨物が運送取扱可能な品目であることを確約し、且つ、以下の場合、当該貨物が非取扱品目と推定されることに同意するものとします。

- ・ 貨物が、IATA（国際航空運送協会）、ICAO（国際民間航空機関）、ADR（道路での危険物の国際輸送に関する欧州協定）、あらゆる管轄政府機関、またはその他関連機関により、危険物、危険品または禁制品として分類された品目に該当する場合。
- ・ 適用される通関規則上必要な通関申告がなされていない場合。
- ・ 偽造品、動物、地金、貨幣、各種印紙・証紙類、無記名式の有価証券、貴金属・貴石、銃砲類（本物、レプリカであることを問わない）もしくはその部品、武器、爆発物、弾薬、遺体、遺骨、ポルノなどわいせつ文書、または違法な麻薬・薬物が貨物に含まれる場合。
- ・ 上記の他、DHLが、安全上に、または法令上、運送できないと判断したものが貨物に含まれる場合。
- ・ 貨物の梱包状態に欠陥がある、または不十分な場合。

第3条 配達可否

貨物を私書箱または郵便番号宛に配達することはできません。貨物は、荷送人が指定した荷受人の住所（メールサービスの場合には最初にメールを受取るメール取扱会社とします）に配達されますが、必ずしも荷受人として指定された個人に配達されるわけではありません。代表して受取る住所のある貨物は、同住所へ配達されます。貨物が非取扱品目と判断された場合、通関において貨物の価額が実際より低く申告された場合、荷受人を合理的に特定もしくは発見できなかった場合、または荷受人が貨物の受取り、もしくは運送料金の支払いを拒絶した場合には、DHLは荷送人の費用負担にて、貨物を荷送人に返送すべく合理的な範囲の努力をするものとします。荷送人への返送ができない場合には、DHLは荷送人その他第三者に対する一切の責任を負うことなく、貨物を廃棄、処分または売却することができ、その売却代金から運送料金および関連管理費を差し引いたうえで、残額があれば荷送人に返金するものとします。

第4条 検査

DHLは、なんら通知を要することなく貨物を開梱し検査する権利を保有します。

第5条 運送料金

DHLの運送料金は、貨物の実際の重量または容積重量のいずれか重い方の重量に基づいて計算されます。DHLは、料金確認の目的で貨物を再計量することができます。荷送人は、DHLから提供されたサービスに対して支払うべき運送料金、DHLが、荷送人、荷受人その他第三者に代わって立て替えた一切の運送料金、その他付随的に発生する料金、関税および税金、並びに貨物が第2条の規定により運送非取扱品目とされた場合に発生した一切のクレーム、損害、罰金および費用について、DHLに対し支払い、または補償するものとします。

第6条 DHLの責任

DHLの責任は、いかなる場合にも直接損害に限定され、且つ、本第6条にて定められるキログラム / ポンド当たりの損害賠償額に制限されます。他の全ての損失または損害（逸失された、利益、所得、利息、将来の事業機会などを含むがこれらに限定されない）は、これらが特別損害、間接損害かを問わず責任範囲から除外されるものとし、たとえこれらの損害発生の可能性をDHLが貨物の引き受け前または後に認識していた場合であっても同様とします。貨物が航空運送、陸上運送その他の運送方式の組み合わせにより運送される場合には、航空運送によって運送されたものと推定します。DHLの責任は、いかなる場合においても、一件の貨物につき、同貨物の実際の価額を限度とし、且つ以下により算出される金額を超えないものとします。なお、この場合においても、本約款第7条乃至第11条の規定は適用されるものとします。

- 航空運送による方法、またはその他の陸上運送以外の方法により運送された貨物の場合：1キログラム当たり25米ドル、または1ポンド当たり11.34米ドル。

- **陸上運送により運送された貨物の場合：1キログラム当たり12米ドル、または1ポンド当たり5.44米ドル。**

クレームは貨物一件につき一回を限度とし、その解決をもって、クレームの対象となった損失または損害の全面的かつ最終的な解決とします。荷送人がこれらの限度額では不十分と判断する場合には、貨物の価額を特別申告したうえで、第8条（貨物の保険）に記載の保険を申し込むか、自ら保険を手配しなければなりません。これを怠った場合、これらの限度額を超える全ての損失または損害は荷送人の負担となります。

第7条 クレームの期限

DHLに対する荷送人のクレームは全て、DHLが貨物を引き受けた日より30日以内に書面にてDHLに提出しなければなりません。この期限を経過した後は、DHLは一切の責任を負わないものとします。

第8条 貨物の保険

荷送人が運送状の保険に関する事項欄に必要事項を漏れなく記入するか、またはDHLの自動化されたシステムで保険を依頼し、該当する保険料を支払った場合には、DHLは荷送人のために、貨物の紛失または物理的な損害に対して実際の価額を担保する保険を付すものとします（ただし、メールサービスには保険をご利用頂けません）。なお、この貨物保険では、間接的な損失もしくは損害、または運送遅延による損失もしくは損害は担保されません。

第9条 運送遅延および返金保証

DHLは、DHLの通常の配達スケジュールに従い貨物を配達するよう、あらゆる合理的な努力をします。ただし当該配達スケジュールは、拘束力を持つものではなく、**運送契約の一部を構成するものではありません**。DHLは、運送遅延によるいかなる損害または損失についても責任を負わないものとします。

なお、DHLの一部のサービスには、一定の条件の下、運送遅延に基づく運送料金分の全部または一部の返金（次回以降ご利用時での清算を含む）を保証するものがあります。返金保証の条件については、DHLのウェブサイト（www.dhl.com）で、またはDHLのカスタマーサービスから入手できます。

第10条 免責

DHLは、その支配の及ばない事由により生じた貨物の滅失、毀損に関し一切の責任を負わないものとします。DHLの支配の及ばない事由には、以下を含むものとしますが、これらに限られないものとします。エレクトロニクスまたは写真による映像、データまたは録音などに、電気または磁気による損傷または消去が発生したとき。当該貨物固有の欠陥または性質（DHLが知っていたか否かを問いません）によるとき。DHLの従業員またはDHLより業務委託を受けた者以外の者（荷送人、荷受人、その他第三者、郵政・税関、その他の公務員等を含む）による作為、怠慢、不作為によるとき。地震、台風、暴風雨、洪水、濃霧、戦争、墜落、出入港禁止、暴動や内紛、ストライキ等の不可抗力。

第11条 国際条約

貨物が航空運送され、且つ出発国以外の国を最終目的地または経由地とする場合には、モンテリオール条約またはワルソー条約のうち適用される条約に従うこととなります。なお、国際陸上運送の場合には、国際道路貨物運送に関する条約（CMR）が適用される場合があります。これらの条約に従って、DHLの責任は一定限度に制限されます。

第12条 荷送人の保証および賠償責任

荷送人は、以下の事項を表明および保証し、荷送人による適用法令の違反、または、荷送人による当該表明および保証に対する違反のために発生したあらゆる損失または損害については、荷送人がこれを賠償し、DHLをして免責せしめるものとします。

- 荷送人またはその代理人が提供した情報は、すべて完全且つ正確であること。
- 貨物は、荷送人の従業員により安全な施設内で準備されたこと。
- 荷送人は、信頼できる従業員に貨物を準備させたこと。
- 荷送人は、貨物の準備、保管、DHLへの引き渡しまでの間に、不当な妨害から貨物を保護したこと。
- 荷送人は、通常の注意による取扱いで貨物が安全に運送されるよう適切に荷印を付け、宛先を明記し、梱包したこと。
- 荷送人は、適用される通関、輸入、輸出令その他一切の法令を遵守したこと。
- 荷送人の権限のある代理人が運送状に署名し、本約款が荷送人に対して拘束力および強制力を有すること。

第13条 運送経路

荷送人は、DHLが選択した全ての運送経路とその変更について、中継地点を経由して運送する可能性も含め、同意するものとします。

第14条 準拠法

本約款の下で、または本約款に関連して発生した一切の紛争は、DHLのために貨物の出発国の裁判所の非専属的な管轄権に服するものとし、同国の法令に準拠するものとします。適用法に別段の規定のない限り、荷送人は出発国の裁判所の管轄権に服することにつき取消不能の合意をします。

第15条 部分的無効

本約款のいずれかの規定が無効または執行不能とされた場合でも、その他の規定の効力には何ら影響を及ぼさないものとします。